

山口大学東亜経済学会規則

山口大学東亜経済学会

第1条 本会を山口大学東亜経済学会と称する。

第2条 本会の事務所を山口大学経済学部内（山口県山口市吉田1677-1）内に置く。

第3条 本会は東アジア経済社会に関する研究を目的とする。

第4条 本会は次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 山口大学経済学部及び山口大学大学院東アジア研究科社会動態講座専任教員
- (2) 大学院生会員 山口大学人間社会科学研究科経済学・経営学専攻（経済学研究科を含む）、山口大学大学院東アジア研究科社会動態講座（アジア経済・経営・法律コース）及び技術経営研究科財務・経営戦略講座大学院生（卒業生、東アジア研究科受入特別研究員（学術振興会のポスドク）、交流協定機関の交換留学生（6ヶ月以上滞在する博士課程学生）を含む）
- (3) 学生会員 山口大学経済学部学生並びに卒業生（山口高等商業学校、山口経済専門学校を含む）
- (4) 終身会員 本学を退職した正会員
- (5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して、寄付を行った一般有志

第5条 本会は下記の事業を行う。

- (1) 『東亜経済研究』、『東亜経済研究叢書』の編集刊行及び交換・寄贈
- (2) その他の研究成果の刊行
- (3) 研究会の開催
- (4) シンポジウム・講演会の開催など、東亜経済研究所活動への助成
- (5) 『東亜経済研究』の電子化公開許諾権は本会が有する

第6条 本会の事業を行うために下記の役員及び機関を置く。

- (1) 会長 経済学部長はこれにあたり会務を統括する
- (2) 評議会 経済学部専任教員、大学院東アジア研究科社会動態講座専任教員及び大学院技術経営研究科財務・経営戦略講座専任教員をもって組織する。
- (3) 委員会 研究・図書委員会が兼務する。

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会の年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 会員は下記の会費等を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金1,500円／年会費1,500円
- (2) 大学院生会員・学生会員 入会金500円／年会費800円
- (3) 終身会員 退職時2万円
- (4) 賛助会員 年1万円以上

第10条 会員は下記の権利を有する。

(1) 正会員

- ① 『東亜経済研究』及び『東亜経済研究叢書』への執筆と無償配布
- ② その他の刊行物の無償配布

(2) 大学院生会員

- ① 『東亜経済研究』への執筆（年度1回限り）
- ② 『東亜経済研究』及び『東亜経済研究叢書』の無償配布

(3) 学生会員

- ① 『東亜経済研究』及び『東亜経済研究叢書』の無償配布

(4) 終身会員

- ① 『東亜経済研究』への執筆
- ② 『東亜経済研究』及び『東亜経済研究叢書』の無償配布

(5) 賛助会員

- ① 『東亜経済研究』、『東亜経済研究叢書』、その他の刊行物の無償配布

第11条 本会の重要事項の決定及び本規則の改正は評議会の議を経て行う。

附則

この規則は平成10年12月9日より施行する。

平成13年4月1日 一部改正

平成15年7月23日 一部改正

平成17年4月1日 一部改正

平成18年10月1日 一部改正

平成19年7月 一部改正

平成20年7月 一部改正

平成21年5月20日 一部改正

平成27年3月4日 一部改正

令和7年6月16日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正